

令和2年2月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和2年2月20日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 2月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年2月20日(木) 午前9時30分～午前10時30分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 40人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 13. 村山 英臣 | |

農地利用最適化推進委員 25人

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2. 田村 元良 | 12. 寒川 弘 | 19. 喜來 聖則 | 27. 近藤 秀行 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 13. 尾松 英二 | 20. 宮本 政信 | 28. 誥石 泰弘 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 松原 正春 | 21. 津郷 憲一 | 29. 滝 壽義 |
| 8. 多田 輝美 | 15. 山地 正詞 | 22. 小路 敏弘 | 30. 鎌田 光男 |
| 9. 河井 茂雄 | 16. 岡原 徹 | 24. 小林 繁 | |
| 10. 大林 春樹 | 17. 増田 澄 | 25. 株屋根 明 | |
| 11. 三木 徹 | 18. 籾岡 正一 | 26. 古川 正人 | |

欠席委員 6人

農業委員 1人

9. 久米 彰義

農地利用最適化推進委員 5人

- | | | | |
|-----------|----------|---------|----------|
| 1. 高木 千年 | 3. 田中 義啓 | 4. 大西 亘 | 7. 内田 久夫 |
| 23. 入屋 岩義 | | | |

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹

事務局次長 小西 裕幸

主査 中山 弘美

主査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

その他の出席者

農林水産課 主査 栗岡 宏樹

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 許可後の事業計画変更申請について

議案第13号 転用を目的とする競売買受適格証明願について

報告

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。おはようございます。時間が参りましたので、開会したいと思います。まずその前に、配付してある資料の確認をお願いします。本日の総会の次第と議案の差替分とそれに伴う位置図を用意しております。議案の差替につきましては、後ほど、説明いたします。それでは、恒例の記録簿の確認です。本日の総会の出席の記入をお忘れなく、よろしく願いいたします。携帯電話につきましては、電源を切るか、マナーモードでお願いいたします。それでは、ただ今から令和2年2月定例総会を開会いたします。会長よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。本日は何かとお忙しい中、2月の定例総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。先月1月の総会で農地利用に関するアンケート調査の用紙を配付いたしました。委員の皆さんには大変忙しい中、ご尽力をいただいていると思っております。私も110件ほど調査票をいただきまして、最初は、こんなにたくさん、どうしようかと戸惑っていました。平日は2時間、土日は3時間ぐらいで、空いているときに、ずっと回りました。もうあと少しというところまで、こぎつけました。訪問して思ったことですが、どこに行っても後継ぎがほとんどいません。また後継ぎがいても、農業するかどうかは分からないというところが多いし、いつごろ移譲しますかと聞いたら、定年退職してからだと答えました。65歳ということになると、もう親は90歳になります。80歳ぐらいまではやれたとしても、90歳は無理かなと言います。そういうところが非常に多いです。そういう中で、いま国の方は、食料・農業・農村基本計画の5年の見直しというのを行っております。農業新聞にもよく載っておりますけれども、小・中の家族農業、まずそういうところが再生産できるような形で協議をしていただきたいないつも思っております。後継ぎがないというのは、農業の再生産ができない、赤字だから、子供にもやらせない、そういうことだろうと思っております。また調査で回りますと、たくさんの方々とお話できました。また農家の皆さんから、ありがとうございます、よろしく願いしますという言葉もいただいて、訪問してよかったなと思えます。皆さん大変なご苦労をして取り組んでおるわけですから、調査が調査に終わるということにならないように、その調査結果が実質的な人・農地プランにつながるというようなことで行政部局、また土地改良、農業委員会が連携して今後しっかり地域農業の発展のために、役に立つそういうふうにしていただきたいと常々思っておるところです。委員の皆さんも、まだたくさん残っておると思いますが、引き続きご努力をお願いします。

それではただ今から、2月の定例総会を始めます。本日の出席議員は15人でして過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告をいたします。本日の議事録署名委員は7番下川委員と

8番の高吉委員にお願いをいたします。それでは農政に関する議題に入ります。本日の提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） それでは次第をご覧ください。農政に関する議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、報告といたしまして「定例農家相談会の開催結果」となっております。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「農業振興地域整備計画の変更について」を農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） おはようございます。農林水産課の栗岡です。丸亀市では丸亀農業振興地域整備計画の全体見直し作業に着手しておりまして、平成30年2月から農振除外の申出の受付を停止しておりました。昨年末で全体の作業が完了いたしまして、告示しております。その間に、農業委員会、土地改良区、水利組合等でご協力いただきまして、大変ありがとうございました。令和2年2月分から農振除外の申出の受付を再開しております。今後ともよろしくお願いいたします。それでは令和2年2月分1月31日締切分の丸亀市農用地利用計画の変更について、ご報告いたします。座って説明いたします。お手元の変更等理由書、総括表をご準備ください。1枚目が変更等理由書でそれ以降が位置図となっております。参考にしてください。それでは変更等理由書をご覧ください。

番号2の1郡家町・・・1,176㎡の内499㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号2の2飯野町東分238㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号2の3飯野町西分612㎡の内360㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号2の4垂水町665㎡の内379㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号2の5、垂水町・・・1,814㎡の内400㎡を・・・が分家住宅として利用します。

番号2の6、綾歌町岡田東2,463㎡の内508㎡を・・・が分家住宅として利用します。

以上で6件総面積2,384㎡の内容となっております。裏面をご覧ください。2月分の申出の変更区分と地域別の内訳を表しております。旧丸亀管内で5件、1,876㎡、綾歌町で1件、508㎡、合計6件の2,384㎡となっております。以上です。よろしくお願いいたします

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） よろしいですか。特に無いようですので、「農業振興地域整備計画の変更について」は異議の無いものといたします。ありがとうございました。その他の議題ありませんか。事務局、その他の議題、無いようです。それでは報告事務連絡に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果について」、事務

局から報告いたします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは総会次第の裏面をご覧ください。2月の農家相談の開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は、1月27日月曜日、村山副会長で、市役所本庁開催分は2月5日水曜日、下川委員で、綾歌市民総合センター開催分は、2月10日月曜日、松岡会長で、それぞれ午前9時から正午まで行いました。市役所本庁で1件の相談がありました。内容は、先月の相談の方が再度たずねてこられ、その後の経過として、永小作権の解消を借主の方に申し出ました。先方も話には乗ってきそうだが、先方は先方で知り合い等に話を聞いてみて検討するという返事でありました。ただこの件につきまして、相談後、こちらの方で確認した中で借主の所有農地について管理に少し問題のある土地があり、現状では農地を取得することが難しいことが分かりました。相談者にもお話をし、相手の方に、農業委員会に話をするようにお答えいたしました。次回の相談会の開催予定についてです。飯山市民総合センター開催分が2月27日木曜日、大林孝行委員で、市役所本庁開催分は3月5日木曜日、高吉委員で、綾歌市民総合センター開催分が3月10日火曜日、平池委員で、それぞれ午前9時から正午までとなっています。担当の委員につきましては「農家相談の手引」をご持参ください。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようであります。その他の報告事項はありますか。無いようです。それでは、以上で報告を終わりたいと思います。続いて農地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼します。次第をご覧ください。土地に関する議題でございます。

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5章第1項の規定による許可申請について

議案第10号 農地利用集積計画の決定について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 許可後の事業計画変更申請について

議案第13号 転用を目的とする競売買受適格証明願について

報告といたしまして、

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてとなっております。よろしくお願

いたします

●会長（松岡繁君） それでは議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明いたします。位置図と一緒にご審議よろしく願いいたします。議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は7件です。

1番、垂水町・・・合計面積2,494.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

2番、垂水町・・・合計面積3,116.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、貸人が所有する当該農地の区分地上権を、貸人が参加する農業生産法人へ出資することにより、借人である農業生産法人へ令和32年2月28日まで30年間の使用貸借権の権利設定を行うものです。現地は、令和11年3月31日まで利用権の設定がされており、今回は空中部分について権利を設定するものです。後ほど説明いたします5条申請で、太陽光発電設備の説明をいたします。

3番、綾歌町栗熊東・・・面積293.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

4番、綾歌町栗熊西・・・面積560.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

5番、飯山町下法軍寺・・・合計面積6,194.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹（モモ）を作付する計画が提出されております。2ページをお開きください。

6番、飯山町下法軍寺・・・合計面積938.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、後継者である息子へ生前一括贈与を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

7番、飯山町東坂元・・・面積180.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有

権移転を行うものです。申請地で果樹（モモ）を作付する計画が提出されております。

以上7件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2号第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止条項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対してご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） よろしいですか。それでは採決をいたします。本案件について、整理番号1番から7番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」7件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は1件です。

1番、三条町・・・面積1,297.00㎡の内0.42㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和2年3月17日から令和5年3月16日まで3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

以上1件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松岡繁君) 無いようですので、整理番号1番の案件を許可相当することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松岡繁君) ご異議ないようでありますので、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」1件は許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長 (小西裕幸君) 4ページを開きください。議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」です。案件は9件です。

最初に議案を差替えた理由を説明いたします。先ほどの資料と一緒に、2枚つづりの、5条申請の差替分をご覧ください。変更になりましたのは、番号4番の・・・さんと、・・・の使用貸借権設定の案件であります。郵送した議案では、3筆で一つの案件でありましたが、差替分では1筆ごとの3件の議案となっております。これは、当初は近隣の田で営農型太陽光発電を行う一つの申請として受けておりましたが、県から通産省の承認番号ごとに申請が必要であるとの指導がありまして、3つの議案に分けて申請をいただいたことによるものであります。それに伴い、以後の番号もずれておりますが、よろしくをお願いいたします。それでは1番から説明いたします。

1番、城南町・・・面積416.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、津森町・・・合計面積780.89㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は第一種低層住居専用地域の指定がなされ第3種農地に区分されます。

3番、川西町北・・・合計面積703.84㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、太陽光発電パネル6基、引込柱3本の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、垂水町・・・面積948.00㎡の内0.46㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年間の

一時転用であり転用できるものと考えます。

5番、垂水町・・・面積1,273.00㎡の内0.52㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年間の一時転用であり転用できるものと考えます。

6番、垂水町・・・面積895.00㎡の内0.39㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地で、第2種農地に区分されますが、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年間の一時転用であり転用できるものと考えます。

7番、垂水町・・・面積744.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場・車両置場、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、垂水町・・・面積392.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転贈与を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯山町川原・・・合計面積1,013.52㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸駐車場の造成整備を図るものです。譲受人は障害児通所支援施設の取締役を務めており、その通所施設利用者の送迎車両や職員の駐車場用地を早急に確保する必要があり、現地を農地法の許可を受けないまま令和元年12月30日から駐車場として利用しております。今回、その無断転用を解消し、引き続き駐車場用地として利用するものです。申請地は農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上9件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はありますか。

●農業委員（村山英臣君） 案件の4番、5番、6番ですが、30年間の使用貸借権を設定して、3条申請では参加農業生産法人への出資ということです。・・・の代表取締役は県外の方です。代表取締役は、県外の居住者であるということですが、30年間の使用貸借権を設定しているのですから、30年間、営農ができているかを注視していただきたい。3年毎の一時転用の際に、営農できていなければ指導していただきたい。これは要望です。

●会長（松岡繁君） 村山委員から発言がございました。事務局、1年ごとに作付けができていますかどうか、報告に基づいて確認するという義務があります。局長、お願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 村山副会長から要望がありました。・・・の代表取締役は関東在住です。出身はこちらの方だと聞いています。多くの営農型太陽光発電設備を設置されています。その下で水稻を作付けしています。毎年、収量の状況を報告する義務があります。報告を見る限りでは、概ね8割の収量があるようです。収量が良くない状況になったら、指導することになります。その他の営農型太陽光発電設備を設置している方につきましても、同様です。

●会長（松岡繁君） 他にご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決をいたします。議案第号「農地法第5条第1項の規定に許可申請」9件につきましては、許可相当することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありませんか。ご異議ないようでありますので、本案件9件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。次に、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 6ページをお開きください。議案第10号「農用地利用集積期計画の決定について」です。議案第10号は、6ページから28ページにかけて記載しております。貸借権、使用貸借権など従来の集積計画と配分計画です。申請件数93件、筆数274筆、面積225,860.00㎡です。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」93件につ

きましては、原案どおり、処理していくこととします。次に、議案第11号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 29ページをお開きください。議案第11号「非農地証明願について」です。案件は5件です。

1番、飯野町東二・・・面積902.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

2番、飯山町上法軍寺・・・面積1,011.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

3番、飯山町東坂元・・・面積319.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

4番、飯山町東坂元・・・合計面積5,546.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

5番、飯山町東坂元・・・面積1,373.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

以上5件、「丸亀市非農地証明事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議も無いようですので、議案第11号「非農地証明願について」整理番号1番から5番までの各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。次に、議案第12号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 31ページをお開きください。議案第12号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、綾歌町岡田上・・・合計面積4,258.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成28年7月12日、分譲住宅14棟の建築整備を行う計画で、農地法5条の許可を受けておりましたが、14区画の内1区画について、近隣の事業者から駐車場用地として販売してほしいとの要望があり、当初は住宅の建築が必要との話で断っておりました。それで事業者も近隣で駐車場用地を探しておりましたが、どうしても条件に合う土地が見つからず、平成30年12月に事業者に販売をしました。本来なら事前に変更申請を提出すべきものでありましたが、今回、無断で計画を変更したことについて始末書の提出があり、分譲住宅の1区画を駐車場用地として計画の変更を申請するものです。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第12号「許可後の事業計画変更申請」1件につきましては、原案どおり、処理していくこととします。次に、議案第13号「転用を目的とする競売買受適格証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 32ページをお開きください。議案第13号「転用を目的とする競売買受適格証明願について」です。案件は1件です。追加資料のA4で、香川県農地関係事務処理要領と書いてあります資料を参考にしてください。

1番、中津町・・・合計面積1,197.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請者が現在所有する工事用車両等につきましては、・・・町の本社や支店・工場に駐車しておりますが、満杯の状態であり、従業員の車両さえ十分に置けない様な状況でありまして、また最近では、丸亀市付近で土木工事が増えまして、現在の置場では遠方で不便なので、申請地を落札して、車両置場として利用する、転用を目的とする競売買受適格証明願であります。該当地の立地基準は用途地域の指定は無く、農用地区域外であり、第2種農地に区分されます。競売の内容は、期間入札で、入札期間は令和2年2月7日から令和2年2月14日、所管裁判所は高松地方裁判所、競売事件名は平成31年（ケ）第・・・号、農地区分については適当であり、また一般基準についても適当であることから県処分により証明することに問題はないものと考えております。なお、今回は入札の申請期限までに期間が短く、前回の総会時に議案として提出できませんでしたので、県の事務処理要領の④に該当しますが、会長の了承による専決処分とさせていただきますので、この会で委員の皆様の承認をお願いいたします。また、入札者が決まり、5条申請書を提出してきた場合は、資料の③になりますが、内容が適格証明申請時、今回ですが、と変更が無ければ、この議案の承認で、次回の総会で5条申請の議決をいただかなくても許可相当として、県へ進達することの承諾とさせていただきたいと思っております。以上1件、ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようであります。議案第13号「転用を目的とする競売買受適格証明願について」1件は承認のうえ、競売適格証明者が買受申出人となり、当該農地に関する農地法第5条第1項の申請書が提出された場合、会長が証明書交付時と内容に変更がないと認めたときは、農地法第5条第1項の案件として、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県に進達することとします。それでは、報告事項に入ります。報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は一括して事務局から報告します。

●事務局次長（小西裕幸君） それでは33ページをお開きください。報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は4件です。

1番、綾歌町岡田西・・・合計面積8,444.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成25年12月28日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、飯山町東小川・・・面積1,242.00【議案読み上げ】

この案件は、令和元年11月20日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。34ページをお開きください。

3番、飯山町東坂元・・・合計面積3,474.00㎡【議案読み上げ】

この案件は平成31年4月15日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

4番、飯山町東坂元・・・面積1,184.00㎡【議案読み上げ】

この案件は平成28年7月31日相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望がありましたので、地区の委員へ相談予定であります。

それでは、35ページをお開きください。報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、田村町・・・面積800.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。以上、報告第3号から4号を報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 無いようですので、以上で報告事項を終わります。以上で、本日の2月定例総会での議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

●事務局長（長法秀樹君） お疲れ様でした。事務連絡です。来月の総会ですが、3月19日木曜日午前9時30分から、この会場で開催いたします。現地調査です。締切が3月5日ですので、現地調査は9日月曜日になります。関係委員には6日に連絡いたします。予定を空けておいてください。次期委員選任状況調べを事務局に提出してください。定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午前10時30分時終了)